

《 取引先コード登録届出書等 提出のお願い 》

毎度お引立てに預かり誠に有難うございます。

お取引を希望される協力会者には、『取引先コード登録届出書』をご提出いただいております。つきましては、別紙の『取引先コード登録届出書』に必要事項をもれなくご記入・ご入力・ご捺印の上、下記送付先までご返送下さいませようお願い申し上げます。

記

【返送書類】

- 取引先コード登録申請書(両面印刷)・・・入力・記入・押印漏れはございませんか？
○建設業許可書等業務に必要な許認可(写し)

確認欄

なお、正式に取引を開始するにあたりましては、当社規定により決裁が必要となります。
場合によっては、ご希望に添えない事もございますので、予めご了承頂きたいようお願い申し上げます。

取引先コード登録申請書についてのお願い・注意事項

- 「新規/変更」を選択されましたら、入力・記入例をご参照の上、もれなくご入力・ご記入・ご捺印願います。
- 登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更届をご提出願います。
(その場合、既に取得している、取引先コードをご入力・ご記入願います。)
- 『秘密保持誓約書』・『反社会的勢力排除に関する誓約書』の内容確認を必ず願います。
- ご入力・ご記入されたFAX番号へ、「支払通知書」を送信致します。
- 印刷は、『取引先コード登録申請書』(表面)、『秘密保持誓約書』・『反社会的勢力排除に関する誓約書』(裏面)にて、[両面印刷設定]の上、普通紙白A4サイズで願います。

なお、両面印刷がなされていない場合、再提出をお願いする場合がありますので、提出の際はもう一度ご確認ください。

☆登録完了後、貴社のご入力・ご記入されたFAX番号へ、「取引先コード完了のお知らせ」を送信致しますので、弊社指定請求書の取引先コードに請求の際は、その番号をご入力・ご記入をお願い致します。

【個人情報のお取り扱いについて】

貴社よりご提出いただきました個人情報のお取り扱いにつきましては、プライバシーポリシーに従い、下記の利用目的の達成のために、必要な範囲で利用させていただきます。

- ① 弊社の発注先管理のため
- ② 弊社又は提携先で取り扱う商品・サービス・各種イベント・セミナー・キャンペーンなどのご案内、その他営業活動のため
- ③ サービス向上等を目的とする各種アンケートを実施するため
- ④ その他貴社との取引を行う上で必要となる活動のため

「新規」か「変更」のいずれを選んで下さい

入力日をご記入ください

当社申請
担当者氏名 ○○ ○○

取引先コード登録届出書

申請日 2023年 12月 17日

 新規 / 変更

取引先コード登録届出書

会社名(商号)	株式会社 ○○工業	代表者印 (登記印・実印)	請求・領収印鑑
代表者氏名	代表取締役 取引三郎		

押印箇所①
「代表者印」です

当社は、裏面記載の『秘密保持誓約書』及び『反社会的勢力排除に関する誓約書』の内容を確認し、これを誓約致します。

押印箇所②
「請求・領収書印」です

フリガナ	トウキョウト○○ク▲▲チョウ		
取引住所	〒 123 - 4567 東京都○○区▲▲町8-9		
フリガナ	カ) ○○コウギョウ	工事・営業種目	防水・下地工事
会社名	株式会社 ○○工業		
フリガナ	トリヒキ サブロウ	(M ・ T ・ S ・ H)	
代表者名	取引 三郎	45年 12月 18日生	
電話・FAX	TEL (0123) 4567 - 6789	FAX (0123) 45 - 6785	
※請求送付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 請求書電子化送付希望 <input type="checkbox"/> 従来通り紙での請求書希望		※詳細は当社ホームページ『指定書式ダウンロード』のご案内参照
※適格請求書発行事業者登録番号	<input type="checkbox"/> 登録しない <input checked="" type="checkbox"/> 登録済 (T 1234567891012)		
※メールアドレス	surf39 @ gmail.com ※支払通知書送付他お知らせ・連絡用		
資本金	500万 円	従業員数	12 人 創業年月日 (M ・ T ・ S ・ H) 63年 12月 10日創業
建設業許可番号及び取得年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都知事 <input checked="" type="checkbox"/> 一般		— 2 0 第 1 2 3 4 5 6 号 H20年 5月 8日
その他登録許可番号及び取得年月日	★一般労働者派遣事業許可 (般)22-456789		H22年 11月 11日
保険の加入状況	健康保険	<input checked="" type="radio"/> 加入 ・ 未加入 ・ 適用除外	保険組合名 [●●保険組合]
	厚生年金保険	<input checked="" type="radio"/> 加入 ・ 未加入 ・ 適用除外	保険番号 [●●-●●●●]
	雇用保険	<input checked="" type="radio"/> 加入 ・ 未加入 ・ 適用除外	保険番号 [●●●●-●●●●●●●●]
	労災保険	<input checked="" type="radio"/> 加入 ・ 未加入 ・ 適用除外	保険番号 [●●-●●●●-●●●●●●●●]
	請負損害賠償責任保険	<input checked="" type="radio"/> 加入 ・ 未加入	その他 [●●-●●-●●●●●●●●]
再下請支払条件	20 日締・ 翌月20日支払・現金(振込・手渡し) 80%・手形(郵送・その他) 20%		
従業員給与支給状況	末 日締・ 翌月10日支払・現金(振込・手渡し)		
振込先金融機関	銀行名	○○○ 銀行 △△ 支店	※右づめで記入して下さい。
	銀行コード	1 2 3 4 支店コード 0 5 6	
	預金種別	当座 ・ <input checked="" type="radio"/> 普通 口座番号 1 0 2 0 3 0 4	
	フリガナ	カ) ○○コウギョウ	
口座名義	株式会社 ○○工業		

◇ 貴社との取引は、上記名義、業態及び印鑑をもって行いますので、届出致します。なお、届出内容に変更がある場合は、遅滞なく貴社に通知し、改めて本書を提出致します。

◇ 貴社から当社に支払われる代金は、上記口座へお振込下さい。当社ではお振込をもって当該代金を受領したものと認め、領収書は発行致しません。また、金融機関に対する振込手数料は当該代金(3万円以下の場合除く)から差引願います。

(サーフ通信事項)

★協会の活動に必要な費用を『サーフ安全協会会則』に基づき、支払代金より相殺致します。

★本書及び提出書類については、取引有無に関わらず、貴社にご返却致しませんので、予め御了承下さい。

秘密保持誓約書

(2018.6版)

当社（裏面、取引先コード登録申請者）は、貴社（株式会社サーフ）との取引に伴い知り得た貴社の秘密情報（以下、「本件情報」という）について、下記の各条項を遵守することを誓約します。

記

第1条（本件情報の定義）本件情報とは、以下の情報とします。

- ① 貴社が当社に対し、書面・口頭その他伝達方法・媒体の如何を問わず開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した貴社の技術上又は営業上の情報
 - ② 貴社との取引において
 - ③ 個人情報保護法に規定
- （2）前項に該当する情報から除外するものとし
- ① 当社が開示を受けた際
 - ② 当社が開示を受けた後
 - ③ 当社が開示を受けた際に、既に自らが所有し、又は第三者から秘密保持の義務を負わずに適法に当社が入手した情報
 - ④ 貴社との取引に関わらず当社自らが開発・取得した情報
 - ⑤ 法令、政府機関又は司法機関の命令により当社が開示を要求された情報（但し、その開示に先立って貴社に対して通知を行うとともに、その要求された目的及び必要の範囲に限り開示するものとします。）

【取引先コード登録届出書】と

『秘密保持誓約書』『反射会的勢力排除に関する誓約

書』より立証できるものは、本件情報

書』は、両面印刷にて提出をお願い致します

第2条（本件情報の取り扱い）当社は、貴社との信頼関係に基づき、現契約遂行のために貴社から開示を受けた本件情報について秘密に保持するものとします。

（2）当社は、貴社から開示を受けた本件情報の取扱いについて情報取扱管理者を定め、善良なる管理者としての注意義務をもって管理し、かつ、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- ① 貴社からの事前の承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと
- ② 本件情報を、提供時に貴社が明示した利用目的のみに使用し、その他の目的には一切使用しないこと
- ③ 目的外利用、漏洩、紛失、改ざん、盗用等の防止、その他本件情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること
- ④ 貴社の指示に従い、本件情報を正確かつ最新の内容にて保管すること
- ⑤ 貴社の事前の許可なく本件情報の複写もしくは複製を行わないこと
- ⑥ 本件情報につき、常に授受の状況を明確にしておくこと

（3）当社は、自己の責任において、当社の従業員その他原契約に従事する者に本誓約における当社の義務と同一の義務を負担させ、これを遵守させるものとします。

（4）当社は、貴社が本誓約内容の履行のため所要の措置を講ずることにつき、随時当社に対して指導又は指示を行うこと、及び当社承諾のもとで、必要に応じ当社の事務所・施設に立ち入ることについて了承します。

第3条（事故発生時の対応）当社は、本件情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗難等の事故（以下「漏洩事故」という）を発生させた場合又はそのおそれがある場合、直ちに貴社にその旨報告し、自己の責任と負担により適切な措置を講ずるものとします。

（2）貴社の指示があるときは、前項に定める報告を直ちに書面にて行うものとします。

第4条（再委託他）当社は、原契約の一部又は全部を第三者に委託又は再請負させる場合には、本件情報の保護について、当該第三者に本誓約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、かつその義務の履行につき当社が貴社に対して責を負うものとします。

この場合、当社は、貴社の要請があるときは、当社と当該第三者との間で締結された契約に関わる書面を貴社に開示するものとします。

（2）当社は、貴社から指定のあった情報の一部又は全部について、第三者に開示することは致しません。

第5条（本件情報の返却）当社は、貴社から開示を受けた資料等（原本、複写、複製等含む）を原契約が終了したとき、もしくは原契約終了前に不要となったとき又は貴社から返還又は廃棄を求められたときは、遅滞なくこれらを返却又は廃棄するものとします。

（2）貴社の指示があるときは、返却又は廃棄の結果を書面にて報告するものとします。

第6条（秘密保持期間）当社の本件情報に関わる秘密保持期間は、本件情報の取得から3年間とします。

（2）前項の期間に関わらず、本件情報の秘密性の鑑み秘密保持期間の延長が必要とされる場合は、貴社との協議により改めて秘密保持期間を決定するものとします。

第7条（損害賠償）本契約に違反し、貴社又は第三者に損害を与えた場合は、当社は当該損害を賠償するものとします。

第8条（優先契約）本契約は秘密情報等の保持に関する基本条項を定めるものであり、貴社との間で別途秘密情報等の保持に関し異なる定めがある場合においても、本契約の各条項が優先するものとします。

但し、本契約後に秘密保持に関し新たな誓約を行い、又は別途契約を別途締結した場合において、本誓約の定めにより優先する旨の定めがあるときは、新たな誓約又は契約を優先するものとします。

第9条（協議）本契約に定めのない事項、又は本誓約の解釈等に疑義が生じた場合には、その都度、貴社と誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

反社会的勢力排除に関する誓約書

(2018.6版)

当社は、貴社と工事請負契約等の取引するにあたり、以下の項目についていずれも該当しないことを表明し、並びに将来にわたっても該当しないことを誓約します。また、以下の項目のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及びこの表明、誓約が虚偽の申告であることが判明した場合は催告無しでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともにこれにより損害が生じた場合は、一切当社の責任とすることを表明、確約いたします。

記

1. 当社は現在又は将来にわたり次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しません。

- ① 暴力団、② 暴力団員、③ 暴力団準構成員、④ 暴力団関係企業、⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等、⑥ その他前各号に準ずるもの

2. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しません。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関係
- ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行いません。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4. 当社は、この工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせる場合は、本書と同様の表明、確約を当該第三者（当該第三者が更に別の第三者に委託又は請け負わせる場合は、当該別の第三者を含む）に求めるとともに、当該第三者が各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、当該第三者との契約を解除するなど必要な措置を講ずるものといたします。